

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

◎議案第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第1、議案第4号 令和4年度小坂町一般会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） おはようございます。議案第4号 令和4年度小坂町一般会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

（1）歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43億4,500万円である。

（2）歳入の主なものは、町税7億5,306万6,000円、地方交付税、17億5,000万円、国庫支出金4億2,065万4,000円、県支出金2億1,060万8,000円、町債2億9,640万円である。

なお、歳入における町税の占める構成比率は17.3%（前年15.9%）となり、前年度6億8,670万7,000円に比べ、額においては、6,635万9,000円（9.7%）の増となっている。

さらに、歳入を性質別に見ると、自主財源は14億1,526万円で、歳入で占める構成比率は32.6%（前年度は13億352万4,000円、30.3%）となり、前年度に比べ8.6%の増となっている。

（3）歳出の主なものは、総務費6億4,069万7,000円、民生費9億4,660万7,000円、衛生費4億4,592万4,000円、土木費5億5,695万2,000円、教育費3億9,259万9,000円、公債

費 5 億8,076万円である。

歳出において、大きく構成比率を占めるものは、民生費21.8%で、前年比1,957万円(2.0%)の減、総務費14.7%で、前年度比6,516万9,000円(11.3%)の増。公債費13.4%で、前年度比1,053万4,000円(1.8%)の増。土木費12.8%で、前年度比6,418万8,000円(13.0%)の増。衛生費10.3%で、前年度比822万2,000円(1.9%)の増。教育費9.0%で、前年度比2,486万7,000円(6.0%)の減となっている。

①消費的経費は、26億4,185万5,000円で、予算額に占める割合は60.8%となり、前年度に比べ0.7%の増となっている。

内容の主なものは、人件費 6 億8,791万9,000円、前年度比5.6%の減。物件費 7 億452万9,000円、前年度比9.4%の増。補助費等 7 億6,845万5,000円、前年度比2.6%の減となっている。

②投資的経費については、5 億7,332万7,000円で、予算額に占める割合は13.2%となり、前年度に比べ1.2%の減となっている。

内容の主なものは、総務費においては、役場本庁舎屋根防水補修工事2,200万円、定住促進賃貸住宅建設費500万円、民生費においては、あかしあの郷建設費償還金1,102万5,000円、農林水産業費においては、ふれあいの森整備事業1,329万9,000円、商工費においては、和井内エリアの内部展示等の整備6,145万、康楽館舞台照明電気設備補修1,195万7,000円、土木費においては、町道区画線設置・側溝等改修1,876万8,000円、一本杉地区流雪溝設置1,144万4,000円、橋梁長寿命化5,686万3,000円、町道向陽線歩道舗装補修527万8,000円、町道牛馬長根 1 号線舗装補修1,862万3,000円、町道上小坂 2 号線道路改良730万5,000円、和井内エリアの敷地造成工事ほか 1 億5,462万1,000円、定住促進住宅用地造成及び外構工事2,384万4,000円、消防費においては、消防団の万谷班ポンプ自動車更新2,418万8,000円である。

③その他の経費は11億2,981万8,000円で、予算額の26.0%を占めており、前年度に比べ1.8%の増となっている。

内容の主なものは公債費 5 億8,076万円、中小企業振興資金預託金5,000万円、国民健康保険特別会計繰出金5,451万5,000円、後期高齢者医療広域連合負担金8,347万1,000円、介護保険特別会計保険事業勘定繰出金 1 億1,905万5,000円、サービス事業勘定繰出金255万3,000円、下水道事業特別会計繰出金 1 億1,339万4,000円などとなっている。

(4) 町債については、十和田湖和井内エリア整備事業等 2 億9,640万円(前年度 3 億

9,890万円)を計画している。なお、地方債の令和4年度末における現在高は、41億2,806万3,000円となる見込みである。

(5) 一時借入金の借入れの最高額は4億円と定めている。

2、予算案議決の結果。

令和4年度一般会計当初予算を慎重な審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

なお、予算審議に当たっては、あらゆる角度から慎重に審議を行い、各般における意見、要望を述べたところである。

予算執行に当たって、これら議会の意見要望を最大限に尊重し、最小限の経費で最大の効果を目指し、特に下記の事項に最善の努力を図られるよう要請するものである。

記

1、新編小坂町史編さん事業について、2年度連続の延長となることから確実に整備を行い、令和4年度内に発刊すること。

2、新型コロナウイルス感染症予防対策について、町民が健康で安心して暮らせるよう、引き続き事業実施していくこと。

3、馬鈴薯栽培の実施については、品質向上、収量の増産に向け、購入した大型機械や令和3年度に整備された選別施設によりさらなる効率化を図ること。

4、人口減少対策として、民間活力を導入した定住化促進住宅を整備することとなっているが、その状況を調査・研究し、さらなる定住促進化住宅の整備に取り組むこと。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長(目時重雄君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第4号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第2、議案第5号 令和4年度小坂町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第5号 令和4年度小坂町国民健康保険特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は歳入歳出の総額をそれぞれ5億8,771万9,000円と定めている。

（1）歳入の主な内容は、保険税7,528万5,000円（予算総額の12.8%）、県支出金4億5,779万7,000円（77.9%）、繰入金5,451万6,000円（9.3%）である。

（2）歳出の主な内容は、保険給付費4億4,201万5,000円（75.2%）、国民健康保険事業費給付金1億1,852万3,000円（20.2%）である。

また、一時借入金の借入れの最高額は5,000万円となっている。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、711世帯を対象とした国民健康保険の実施に必要な経費等を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第5号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第6号 令和4年度小坂町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第6号 令和4年度小坂町後期高齢者医療特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は歳入歳出の総額をそれぞれ8,964万円と定めている。

（1）歳入の主な内容は、保険料6,107万8,000円（予算総額の68.2%）、一般会計繰入金2,833万2,000円（31.6%）である。

（2）歳出の主な概要は、後期高齢者医療広域連合納付金8,803万9,000円（98.2%）で

ある。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、後期高齢者医療の実施に必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第6号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第7号 令和4年度小坂町介護保険特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○**予算特別委員長（樫谷竹治君）** 議案第7号 令和4年度小坂町介護保険特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

(1) 保険事業勘定は予算総額が7億8,931万2,000円で、歳入の主な内容は、介護保険料1億1,881万7,000円（予算総額の15.1%）、国庫支出金2億729万6,000円（26.3%）、支払基金交付金2億360万8,000円（25.8%）、繰入金1億4,012万4,000円（17.7%）である。

歳出の主な内容は、総務費1,725万1,000円（2.2%）、保険給付費7億3,583万9,000円（93.2%）、地域支援事業費3,563万6,000円（4.5%）などである。

また、一時借入金の借入れの最高額は5,000万円となっている。

(2) 介護サービス事業勘定は予算総額が307万8,000円で、歳入はサービス収入52万5,000円（予算総額の17.1%）、一般会計繰入金255万3,000円（82.9%）であり、歳出は、総務費306万8,000円（99.7%）、サービス事業費1万円（0.3%）となっている。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、介護サービスが総合的に利用できるように必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○**議長（目時重雄君）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（目時重雄君）** 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（目時重雄君）** 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第7号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第8号 令和4年度小坂町歯科診療所特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第8号 令和4年度小坂町歯科診療所特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ6,581万5,000円と定めている。

（1）歳入の主な内容は、診療収入3,235万円（予算総額の49.1%）、一般会計繰入金2,392万5,000円（36.4%）、諸収入262万9,000円（4.0%）、町債690万円（10.5%）である。

（2）歳出は、診療所費6,439万9,000円（97.8%）、交際費141万6,000円（2.2%）となっている。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、歯科診療所を経営するために必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第8号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第9号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第9号 令和4年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第9号 令和4年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は歳入歳出の総額をそれぞれ398万2,000円と定めている。

(1) 歳入の主な内容は、共済掛金収入85万2,000円（予算総額の21.4%）、財産運用費収入20万6,000円（5.2%）、基金繰入金291万1,000円（73.1%）、一般会計繰入金1万2,000円（0.3%）である。

(2) 歳出は、共済事業費398万2,000円（100%）となっている。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、町内の中小企業に働く従業員の退職金等についての制度で、中小企業の振興に寄与するために必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した

次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第9号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第10号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第10号 令和4年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計
予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第10号 令和4年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計
予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は歳入歳出の総額をそれぞれ360万3,000円と定めている。

(1) 歳入は、財産運用収入3,000円(予算総額の0.1%)、基金繰入金132万8,000円(36.8%)、貸付金収入227万2,000円(63.1%)である。

(2) 歳出は、財産管理費360万3,000円(100%)となっている。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、義務教育終了の小坂町民の子弟で上級学校に在学し、経済的理由で就学困難な人に対して奨学資金を貸し付けするために必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長(目時重雄君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第10号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第11号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第8、議案第11号 令和4年度小坂町下水道事業特別会計予算を

議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

[予算特別委員長 椿谷竹治君登壇]

○**予算特別委員長（椿谷竹治君）** 議案第11号 令和4年度小坂町下水道事業特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は歳入歳出の総額をそれぞれ3億7,030万9,000円と定めている。

(1) 歳入の主な内容は、分担金及び負担金235万7,000円（予算総額の0.7%）、使用料及び手数料4,750万7,000円（12.8%）、国庫支出金6,775万円（18.3%）、一般会計繰入金1億1,339万4,000円（30.6%）、諸収入50万円（0.1%）、町債1億3,880万円（37.5%）となっている。

(2) 歳出の主な内容は、米代川流域関連公共下水道建設事業として、1億7,041万円（46.0%）、米代川流域下水道維持管理費と汚泥焼却管理費負担金3,702万7,000円（10.0%）、公債費1億3,541万2,000円（36.6%）などである。

また、一時借入金の借入れの最高額は1億円となっている。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、下水道事業推進に必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○**議長（目時重雄君）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（目時重雄君）** 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（目時重雄君）** 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第11号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第12号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第12号 令和4年度小坂町小坂財産区特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第12号 令和4年度小坂町小坂財産区特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は歳入歳出の総額をそれぞれ169万6,000円と定めている。

（1）歳入の主な内容は、土地貸付収入165万6,000円（予算総額の97.6%）となっている。

（2）歳出は、財産管理費169万6,000円（100%）である。

予算案議決の結果。

本予算案は、財産区事業に必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第12号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第13号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第13号 令和4年度小坂町水道事業会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第13号 令和4年度小坂町水道事業会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は、給水戸数2,088戸、年間総給水量44万9,800^m³、1日平均給水量1,232^m³の業務を行うに必要な予算措置をしている。

（1）収益的収入は、2億6,075万円で、その主な内容は、営業収益1億3,250万6,000円、営業外収益1億2,823万4,000円などである。

（2）収益的支出は、2億4,398万1,000円で、その主な内容は営業費用2億390万3,000円、営業外費用3,987万8,000円などである。

(3) 資本的収入は、7,260万7,000円で、その内容は企業債5,100万円、出資金2,160万7,000円となっている。

(4) 資本的支出は、2億1,596万8,000円で、その内容は建設改良費6,259万2,000円、企業債償還金1億5,337万6,000円となっている。

(5) 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億4,336万1,000円は現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額512万8,000円、過年度損益勘定留保資金1億3,823万3,000円で補填することに定めている。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、水道事業の経営に必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第13号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第14号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第14号 令和4年度小坂町下水道事業特別会計への繰入れについてを議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第14号 令和4年度小坂町下水道事業特別会計への繰入れについての報告書。

1、議案の要旨。

一般会計から繰入れできる金額を定めるというものである。

2、議案可決の理由。

地方公営企業法の適用を受けていない公営企業会計に、一般会計から基準外の繰入れをする場合には、地方財政法第6条の規定により議会の議決を必要とするものであり、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第15号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、議案第15号 小坂町民間活力を利用した定住化促進住宅条例の制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。
委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） おはようございます。議案第15号 小坂町民間活力を利用した定住化促進住宅条例の制定についての報告書。

1、議案の要旨。

民間活力を利用した定住化促進住宅の設置のために、条例を制定しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、民間事業者と連携し、若い世代等の移住・定住を目的とした賃貸住宅の整備を図るものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第15号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第24号 令和3年度小坂町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

どうぞ、8番。

○8番（鹿兒島 巖君） これは説明のときに、説明がされたのを聞き漏らしたのかもしれませんが、少し教えていただきたいと思いますが、一般会計の18ページのこれは農林水産業費、林業振興費の12、委託費、減額216万5,000円という金額がございます。業務委託費の減額であります、どういう委託の中で減額になったのかということと、その次の負担金及び補助交付金、マイナス、やっぱり102万円ほど、補助金の減額補正になっているわけです。この減額になった要因といいますか、理由について教えていただきたいと思いますが。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 委託費につきましては、森林環境税を利用して、ある地区の土地評価というふうなことで業務委託をお願いするつもりであったのですが、見積りがちょっと合わなくて、産業の委員会するときにも、先日の一般質問が終わった後の委員会するときにもちょっと説明させていただいたのですが、その地区の周りではなく全町一斉に、令和4年度で予算を計上させていただきましたけれども、一部地域だけだとちょっと不都合が生じた関係で、令和4年度は全町一斉に評価したほうが効率的にいいのではないかと、いうふうなことで、今回200万円、予算を減額させていただきました。

また、補助金につきましては、これについても環境税を利用して行う事業でございまして、これについてはここに書いていますけれども、自伐型私有林整備事業というふうなことで、

民有林につきまして個人が下刈り、枝打ち、除伐、保育間伐等をする場合、1 haにつきまして、それぞれ下刈りだと18万円、枝打ちだと17万円について補助するというふうなことだったのですけれども、なかなか個人の民有林につきまして、個人の負担もあるわけですので、そこまで費用をかけてやられるというふうな方がおらなかったというのが現状で、これについては毎年5月の広報で周知しておるのですけれども、そういうことで、手を挙げる方がおらなかったというふうなことで減額させていただきました。

令和4年度につきましてはそういうことがないように、この除伐が、自伐型につきましてはまだ手挙げ方式なのですけれども、民有林の調査につきましては、令和4年度はしっかり対応させていただきたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） そうしますと、予定どおりいかなかったなので、その部分は令和4年度でということ、いわゆるカバーをしていくということですね。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

9番。

○9番（小笠原憲昭君） 民生費の16ページ、児童運営費についてお尋ねをしたいと思います。

保育士・幼稚園教諭等の処遇改善臨時特例事業というふうな表記になっておりまして、国の勧めで3%程度、保育士とかの給与が低いというふうに言われておるのを改善するという内容だと思うのですが、給与は個々にばらつきがあると思うのですけれども、平均的に月額どの程度の引上げになるのか教えていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善の特例事業についてであります。国の補助金の試算につきましては、児童1人当たり、基準の単価が決まっております。それで補助金のほうは算出するものでありまして、どの程度、月額が上がるというのは経営の園のほうで決めるわけですけれども、大体3%程度、9,000円と考えております。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 当町においては、公の保育所がありませんから、民間の保育所だけですよね。そうしますと、保育所の運営費、従来は保育単価と言ってきたと思うのですけれども、これらの中では民間施設の場合は、民間施設等給与改善費、通常、民給費というものが民間施設には加算されて、運営費が支給されると、私はそういうふうに認識をしております。

した。

そこで、やはり公から比較すると、民間の施設はどうしても給与水準が低いと一般的に言われているわけですから、国も民給費、民間施設給与等改善費で加算をしながらカバーをしてきたと。

ただ、今回、言われるのは、福祉現場の介護職とか保育士等がやはり一般職よりも、一般の働いている人よりも給与水準が低いのだと。そういう中で3%程度、国も手当てをしていくというこれは施策なわけです。今ので分かりましたけれども、私が聞いているのは、3%というのは月額にして幾らぐらいの金額になるものかと、そういうことをお尋ねしたものでございます。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 3%で、町内の施設、1施設しかないわけですがけれども、どれぐらいになるかというのはちょっと承知していません。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 後で調べて、個人的にでも教えていただければと思います。
終わります。

○議長（目時重雄君） そのほか。

8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 今の質問に関連してであります。このいわゆる3%引き上げるといふ根拠というのは、これは私の一般質問に取り上げました、総務省自治行政局のいわゆる推進室長通知、公的部門（保育等）における処遇改善事業の実施について、これが根拠だと思うのです。そうではなかったですか、いわゆる引き上げるといふ根拠、3%引き上げるといふ根拠。そうだったと思うのですが、違うのですか。3%引き上げた根拠を教えてください。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 議員のおっしゃるとおりだと思います。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） ということは、この通知、これは一般施設も関連しますけれども、あのときに言ったのは、保育士、それと関連するものとして3%引き上げるといふ国の勧告が出ていると。これに従って、いわゆる学童保育もそれがあつたはずだといふふうにしたわけなんです。ところが、片方で保育士については引き上げた。しかし、同じ通知の中にあつた

学童保育については引き上げなかった。この点についてはやはり厳しく対応していただきたいというふうに考えて、改めて、あえてこの場で質問させていただきました。

以上であります。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第24号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第25号 令和3年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第26号 令和3年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 6ページの特定入所者介護サービス等給付金、900万円ほど減額、あれは言ってみれば、この事業の利用状況が落ち込んだということだと思いますが、その要因というのはどういうところにあったのか教えていただきたいと思えます。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 特定入所者介護サービス等給付費の減額についてでございますが、昨年の8月に個人の限度の負担額が一部改正になりまして、それまで4月までは、第1段階から第3段階の3段階に分かれてあったものが、8月から新たに第3段階が①、②ということで2つに分かれております。それで、例えば、これまで第3段階の施設入所者であれば1日当たり650円であったものが、第3段階の②が適用されるということで、収入額が120万円以上の年金収入があった場合、そういった方については、710円アップしまして、1日当たり1,360円に改定になっております。そういった影響から、今回のを整理しまして、900万円ほどの減額になったというところでございます。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） ということは、サービスの内容自体は関わっていないということで捉えてよろしいですか。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。
○福祉課長（西谷浩一君） そのとおりでございます。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これより議案第26号を採決いたします。
この採決は起立によって行います。
議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。
よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第16、議案第27号 令和3年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。
これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第27号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第17、議案第28号 令和3年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第28号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第18、議案第29号 令和3年度小坂町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第29号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第19、議案第30号 小坂町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 提出議員から提案理由の説明を求めます。

どうぞ。

〔9番 小笠原憲昭君登壇〕

○9番（小笠原憲昭君） 議案第30号 小坂町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本町における議員定数については、人口減少等の時代背景の下、過去数度にわたり改正さ

れてまいりました。

現行の定数は、平成16年の町議会議員一般選挙から、定数12人とされております。昨今の社会情勢や本町の財政状況等を鑑み、ここ数年、議員定数の見直しについて、度々協議を重ねてきたところであります。これからの行財政改革を推進する中で、人口の大幅な減少や財政状況等を考慮し、町議会として自ら改革に取り組み、範を示すべきと考え、次の町議会議員一般選挙から、現行の定数12人から2人削減し、定数を10人にするものであります。

このたび、議会運営委員会及び議会全員協議会での協議を経て、賛同が得られたことから、議員の議案提出権を規定した地方自治法第112条及び議案の提出要件を規定した小坂町議会会議規則第14条により議員発議として提案するものであります。

以上、誠に簡単であります。慎重にご審議をいただき、ご賛同いただきますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本議案第30号は、全員協議会で協議し提案されたものでありますので、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより議案第30号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第30号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎決定第1号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第20、決定第1号 常任委員会委員の任期満了に伴い、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員につきましては、小坂町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、常任委員は第1号の表の記のとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものとなっております。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

◎決定第2号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第21、決定第2号 常任委員会の委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会の委員長及び副委員長の選任の方法は、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、常任委員会の委員長及び副委員長は、決定第2号の表の記のとおり、指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会の委員長及び副委員長に選任することに決定いたしました。

◎決定第3号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第22、決定第3号 議会運営委員会委員の任期満了に伴い、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員につきましては、小坂町議会委員会条例第5号第1項の規定により、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議会運営委員は決定第3号の表の記のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営に選任することに決定いたしました。

◎決定第4号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第23、決定第4号 議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任の方法は、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議会運営委員会の委員長及び副委員長は、決定第4号の表の記のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま説明いたしました諸君を議会運営委員会の委員長及び副委員長に選任することに決定いたしました。

◎決定第5号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第24、決定第5号 常任委員会委員の任期満了に伴い、各常任委員会から選出される議会広報対策特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会広報対策特別委員につきましては、小坂町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議会広報対策特別委員は決定第5号の表の記のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会広報対策特別委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時25分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

休憩中にお諮りしましたように、議会広報対策特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果、委員長に菅原明雅君、副委員長に本田佳子君とすることに決定いたしました。

◎決議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第25、決議案第1号 ロシア・プーチン政権によるウクライナ侵略を糾弾し、軍事行動を直ちに中止と撤退することを求める決議の提出についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

どうぞ。

〔5番 菅原明雅君登壇〕

○5番（菅原明雅君） おはようございます。

決議案第1号 ロシア・プーチン政権によるウクライナ侵略を糾弾し、軍事行動を直ちに中止と撤回することを求める決議の提出について、決議の提出者といたしまして、要旨を説明させていただきます。

この決議案の趣旨については、新聞やテレビなどで連日報道され、議員各位におかれましても深く理解していただいているものと考えておりますので、簡潔に述べさせていただきますと思います。

2月24日から始まりました、ロシアのウクライナ侵攻は、とうとう4週目に入り、難民は280万人を超えていると言われております。このロシアの行為は、武力による威嚇、行使の禁止、国際紛争の平和的解決を求めた国連憲章を踏みにじるものであり、到底許されるものではありません。加えて、プーチン大統領が軍事行動に核兵器による威嚇を加えて、命令したことは、非核3原則を国是とする唯一の被爆国として絶対に許すことはできません。

ウクライナの惨状に対して、一刻も早い心のケアを含む非軍事的人道的支援が必要であると同時に、ロシアの軍事行動の中止と撤退が必要不可欠であります。

以上であります。

小さな町ですが、駄目は駄目と意思表示していくことは、多くの町民の願いでもあると考えます。議員各位のご理解と賛同をお願いし、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより決議案第1号 ロシア・プーチン政権によるウクライナ侵略を糾弾し、軍事行動を直ちに中止と撤退することを求める決議の提出についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査及び継続調査の申出書

○議長（目時重雄君） 日程第26、閉会中の継続審査及び継続調査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員会並びに総務福祉常任委員会及び産業教育常任委員会の各委員長から、小坂町会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本定例会に予定していました案件は全部終了いたしました。

それでは、これをもって令和4年第2回小坂町議会定例会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉会 午前11時31分